

原規規発第 2507302 号
令和 7 年 7 月 3 0 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉
設置変更許可（周辺監視区域、敷地の境界等の変更）に関する意見
の聴取について

上記の件について、令和7年2月14日付け令06原機（科保）131（令和7年7月11日付け令07原機（科保）044をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第26条第4項において準用する同法第24条第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第26条第4項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉設置変更許可申請書（周辺監視区域、敷地の境界等の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和7年2月14日付け令06原機（科保）131（令和7年7月11日付け令07原機（科保）044をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき提出された原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請書（周辺監視区域、敷地の境界等の変更）に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、試験研究用等原子炉の使用の目的及び使用済燃料の処分の方法を変更するものではないことから、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。